

「会津若松市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）について」 ご意見を募集します

— 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ —

「会津若松市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）について」広くご意見（パブリックコメント）を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

1 概要

昭和 50 年の開館以来、半世紀にわたり働く若者の交流や成長を支えてきた会津若松市勤労青少年ホーム（以下「当ホーム」という。）は、登録者の減少や利用の多くを登録者以外の一般市民が占める実態に加え、法改正や人口減少に伴う持続可能な自治体経営への転換、若者のライフスタイルの変化などを踏まえて設置当時の目的を果たしたものと判断し、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）をもって条例を廃止するものです。

本条例に示す施設は、管理を会津若松市文化センターに一元化し、一部諸室は貸出しを継続します。また、事業については、これまで当ホームで行われてきた自主的な交流活動に対する支援について、令和 9 年度からの実施手法の検討を進めています。

2 勤労青少年ホームの概要

当ホームは、勤労青少年福祉法に基づき「勤労青少年の健全育成と福祉増進」を目的に昭和 50 年に開館しました。平成 18 年度からの指定管理者制度のもと、主催講座や自主クラブ、連絡会活動等を通じ、半世紀（51 年間）にわたり多くの若者の交流と成長を支えてきました。

本施設は、同一建物内に 3 つの異なる公の施設及び管理団体が集約する「3 館複合施設」です。

今回の施設再編は、このうち観光商工部が所管する「勤労青少年ホーム」の用途を廃止し、教育委員会が所管する「文化センター」へ管理を一元化するものです。これにより、窓口の一本化や予約システムの効率化、管理コストの最適化を図ります。

なお、老人福祉センターについては、これまで通り変更はありません。

現行（令和 8 年度末まで） 3 館	再編後（令和 9 年度以降） 2 館
① 会津若松市勤労青少年ホーム （観光商工部／指定管理者へ委託） ② 会津若松市文化センター （教育委員会／指定管理者へ委託）	① 会津若松市文化センター （教育委員会／指定管理者へ委託） ※ 一部諸室の貸出し
③ 会津若松市老人福祉センター （社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会）	② 会津若松市老人福祉センター （社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会）

3 会津若松市勤労青少年ホーム条例廃止の趣旨

(1) 「施設」のあり方の見直し

法の改正による設置努力義務の撤廃、人口減少下における「スマートシュリンク」の視点、交流ニーズの変化を踏まえ、専用施設としての設置目的は達成されたと判断し、令和8年度末（令和9年3月31日）をもって、本条例を廃止します。

当ホームの施設は、「会津若松市文化センター」へ管理を一元化し、多様な文化活動に対応するため、一部諸室は貸出しを継続します。

(2) 「事業」のあり方の検討

これまで当ホームで行われてきた自主的な活動への支援については、令和9年度からの実施手法について検討を進めています。

4 公表・意見募集期間

令和8年10月10日（土）から11月9日（月）まで

※最終日午後5時必着（郵送により提出の場合は、終了日到着分まで）

5 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が、意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に通勤、通学する方
- (3) 市の区域内で活動する個人または団体

6 意見の提出方法

- (1) 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、住所、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を明記し、商工課まで直接持参するか、電子メール、ファックス、郵送により提出してください。
- (2) 住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記5(2)または(3)のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

7 留意事項

- (1) 意見内容の確認が必要になる場合、市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- (2) 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。
- (3) 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。
- (4) お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。
- (5) 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答は行いませんので、ご了承ください。

8 意見の提出先

(1) 持参 以下のいずれかでご提出ください。

①商工課（市役所本庁舎5階）、各支所、各市民センター

（※祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで）

②生涯学習総合センター（會津稽古堂）

（※毎日（休館日を除く）午前9時から午後6時まで）

(2) 電子メール shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) ファックス 0242-39-1433

(4) 郵送 〒965-8601 東栄町3番46号 商工課宛

	閲覧場所	閲覧できる日時
1	商工課（本庁舎5階）	月曜日から金曜日（祝日・振替祝日を除く） 午前8時30分から午後5時まで
2	市政・観光情報コーナー （本庁舎1階 市民ホール北側スペース）	
3	市民協働プラザ（旧市役所栄町第二庁舎）	
4	北会津支所	
5	河東支所	
6	湊市民センター	
7	大戸市民センター	
8	北市民センター	
9	南市民センター	
10	一箕市民センター	
11	東市民センター	
12	生涯学習総合センター（會津稽古堂）	毎日（休館日を除く） 午前9時から午後5時まで
13	会津若松市勤労青少年ホーム	毎日（休館日を除く） 午前9時から午後5時まで

本件に関するお問合せは、商工課（下記）までお願いします。

※商工課以外の閲覧場所には担当者がいないため、お問合せにはお答えできません。あらかじめご了承ください。

（問い合わせ先）会津若松市 観光商工部 商工課

TEL 0242-39-1252